

## 「インバウンド誘客戦略事業」業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、宮崎市が「インバウンド誘客戦略事業」業務（以下、「本業務」という。）を実施するにあたり、本業務の受託候補者を選定するため、公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）の実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 インバウンド誘客戦略事業
- (2) 場所 宮崎市
- (3) 業務内容 別紙「インバウンド誘客戦略事業」業務委託仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和6年3月27日（水）まで

### 3 提案限度額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 4 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務においては、価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定するため。

### 5 公募型プロポーザル方式及びその理由

インバウンド誘客に関する戦略策定等に関する業務の実績を有する業者が複数者おり、広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

### 6 契約締結までのスケジュール

- (1) 公募開始 令和5年6月1日（木）
- (2) 参加申込書受付締切 令和5年6月20日（火）開庁時間（8:30～17:15）必着
- (3) 参加資格確認結果通知 令和5年6月22日（木）
- (4) 質問締切 令和5年6月22日（木）正午まで
- (5) 質問に対する回答 令和5年6月27日（火）までに随時
- (6) 企画提案書等の提出締切 令和5年7月4日（火）開庁時間（8:30～17:15）必着
- (7) 一次審査（書類審査）の実施 令和5年7月11日（火）までに実施
- (8) 一次審査の結果通知 令和5年7月13日（木）
- (9) 二次審査（プレゼンテーション審査）の実施 令和5年7月18日（火）
- (10) 審査結果通知 令和5年7月20日（木）
- (11) 契約締結 令和5年7月27日（木）

ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり

## 7 参加資格の要件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (3) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (5) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (6) 役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下、同じ。）が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (7) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、本市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 過去に、国又は地方公共団体が発注する類似の業務（インバウンド誘客促進のための戦略策定業務又は戦略策定以外のインバウンド誘客促進にかかる業務）の実績があること。

## 8 参加申込の手続き

### (1) 事務局（問い合わせ先）

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東1丁目7-4 第一宮銀ビル8階

※書類の郵送先は（3）を参照。

宮崎市 観光商工部 観光戦略課

担 当 根立（ねだち）

電 話 0985-21-1791

FAX 0985-20-2132

E-mail 17kankou02@city.miyazaki.miyazaki.jp

### (2) 提出書類

- ① 参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- ② 法人概要（様式第2号）
- ③ 商業登記事項証明書（発行から3か月以内、写し可）
- ④ 宮崎市税に滞納がないことの証明（発行から3か月以内、写し可）  
※宮崎市内に本店又は支店等があり、課税がある場合
- ⑤ 国税に滞納がないことの証明（発行から3か月以内、写し可）
- ⑥ 誓約書兼同意書（様式第3号）
- ⑦ 業務実績（様式第4号）

※期限までに書類が揃わない場合は、参加できませんのでご注意ください。

(3) 提出方法

持参の場合は(1)事務局あて提出すること

郵送の場合は【〒880-8505 宮崎県宮崎市橘通西1丁目1-1 宮崎市 観光商工部観光戦略課】あて提出すること。

(4) 提出期限

**令和5年6月20日(火) 開庁時間(8:30~17:15) 必着**

(5) 提出部数

各書類1部を提出すること。

(6) 参加資格要件審査結果の通知

参加資格要件審査結果については、令和5年6月22日(木)までにメール又は文書にて通知する。

9 質問及び回答

(1) 質問

①方法 質問書(様式第6号)をメールにより、8-(1)の事務局あて送信すること。  
※必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。

②締切 令和5年6月22日(木) 正午

(2) 回答

①方法 本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。  
掲載URL: <https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>

②回答日 令和5年6月27日(火) まで

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(A4サイズ、フルカラー、30ページ以内。様式は任意とする。)

作成にあたっては、別紙「インバウンド誘客戦略事業」業務委託仕様書を参照することとし、以下の項目を記載すること。

①仮説において提案する国・地域及び提案する理由

- ・ターゲットとして優先的に施策を行う国・地域の候補を5つ以上で優先順位を付けて挙げること。
- ・国・地域を選定する際は、観光庁や日本政府観光局(JNTO)などが公表しているデータのほか、宮崎県や宮崎市が公表している資料(本市の外国人宿泊者数、観光資源、予算等)を参考とすること。

②ニーズ把握の方法

- ・選定した国・地域を対象として行うニーズ把握の方法を記載すること。

③受入環境整備のイメージ

- ・令和5年度に実施するものと令和6年度以降に実施するものを明確にした受入環境整備のイメージを記載すること。

※ただし、令和5年度の予算内において可能な限り受入環境整備を実施することを目的としている。

④本事業の目標値

- ・令和5年度から令和7年度の短期的ビジョンを記載すること。
- ・短期的ビジョンには提案内容の実施により達成を見込む目標値（宿泊者数、観光消費額等）を含めること。

⑤自由提案による事業立案

- ・参加者の発案で、本市の観光資源等を踏まえ、効果的な誘客を目的とした事業の立案を行うこと。なお、本項目における事業立案については、実施期間及び予算額は問わないこととする。

⑥本事業の業務工程

- ・令和6年3月末までの業務スケジュールを記載すること。

イ 業務執行体制（様式第5号）

ウ 見積書（任意様式）

※「8 参加申込の手続き（2）提出書類」の「⑦業務実績（様式第4号）」については、参加資格の有無を確認するために使用するほか、一次審査において業務実績を評価するために使用する。

（2）提出方法

持参の場合は（1）事務局あて提出すること

郵送の場合は【〒880-8505 宮崎県宮崎市橘通西1丁目1-1 宮崎市 観光商工部観光戦略課】あて提出すること。

（3）提出期限

**令和5年7月4日（火）開庁時間（8:30～17:15）必着**

（4）提出部数

正本を1部、副本を7部提出すること。

副本7部については、法人名や法人を特定される部分を消して作成すること。

1.1 評価・選定方法

（1）公募型プロポーザル方式により、受託候補者を1者選定する。

（2）審査要領については、別紙「インバウンド誘客戦略事業」業務委託審査要領のとおりとする。  
なお、選定委員会が必要と判断した場合は、企画提案の内容について書面により質疑を行うことがある。

（3）選定委員会の委員（以下、「選定委員」という。）が審査を行う際、仕様書にて求めた内容を著しく逸脱する提案がなされたと判断した場合には、その提案を除外し審査を行うことがある。

（4）その他

次の①から④までのいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
- ④審査の公平性を害する行為があったと本市が認める場合など

## 1.2 選定結果の通知・公表

選定結果の通知・公表については、別紙「インバウンド誘客戦略事業」業務委託審査要領のとおりとする。

## 1.3 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

受託候補者と本市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。なお、契約金額には、業務の履行に必要な一切の経費を含むものとする。

### (2) 契約保証金

契約締結にあたっては、受託者は宮崎市財務規則（平成元年2月21日規則第1号）第105条の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除できるものとする。

### (3) その他

受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

## 1.4 その他

### (1) 業務の一部委託について

当該業務の一部を外部に再委託する場合は、事前に発注者と協議し、書面により発注者の承諾を得なければならない。

### (2) 提出書類の取り扱い

①提出された書類は、返却しない。

②提出された書類の訂正・差し替えは認めない。ただし、宮崎市から指示のあった場合は除く。

③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号）に基づき対応する。

④提出された書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

### (3) その他

①本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。

②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届を提出すること。

③企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。

④提案事業者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

## 附 則

この要領は、令和5年5月31日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。